

あきる野市教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 27 年 9 月 24 日（木）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 15 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程

日程第 1 議案第 29 号 あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

日程第 2 議案第 30 号 教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正について

日程第 3 協議事項（1）教育長課題提起「多様な教育機会確保法（案）についての学習」

日程第 4 教育委員報告
- 6 出席委員

委員長	山城 清 邦
委員長職務代理者	田野倉 美 保
委員	丹 治 充
委員	宮 田 正 彦
教育長	宮 林 徹
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	森 田 勝
指 導 担 当 部 長	肝 付 俊 朗
生涯学習担当部長	関 谷 学
教 育 総 務 課 長	小 林 賢 司
教育施設担当課長	清 水 保 治
学 校 給 食 課 長	木 下 義 彦
指 導 担 当 課 長	西 山 豪 一

生涯学習スポーツ課長	鈴木将裕
スポーツ・公民館担当課長	吉岡賢
図書館長	松島満
指導主事	櫻井欣也

9 事務局欠席者	指導主事	梶井ひとみ
----------	------	-------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（山城清邦君）

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今からあきる野市教育委員会 9 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望はございません。

事務局は梶井指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

会議録署名委員は、田野倉委員と丹治委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 29 号あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

それでは、議案第 29 号あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。説明は、教育部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第 29 号の説明をさせていただきます。

まず、提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を下記のとおり改正する必要があるため、委員会の承認を求めるものであります。

今回の一部改正につきましては、第 1 条のあきる野市教育委員会公告式規則から、2 枚めくっていただいた第 6 条、あきる野市教育委員会公印規則までの 6 本の規則の一部改正を行うものでございます。

これらの一部改正の主な改正理由につきましては、まず 1 点目として法改正により教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長が設置されたことに伴い、委員長を教育長に改めるところ、2 点目として法改正による条文の条ずれ、あるいは項ずれに伴う改正、そして 3 点目として法改正により条文が新たに設置されたことなどに伴う改正を行うものでございます。

この 6 本の規則の主な改正内容であります、ただいま申し上げました改正理由の 1 点目として、新教育長に伴う改正、そして 2 点目の条ずれや項ずれに伴う改正につきましては、議案の表記のとおりでございます。これを除き、3 点目に申し上げました法改正により条文が新設されたことに伴う改正について、主なものを説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第 2 条に当たるあきる野市教育委員会会議規則でございます。1 枚めくっていた

だきまして、上から4行目をご覧いただきたいと思います。この文中において、同条第3項を次のように改めるというものでございます。法第14条第2項といたしまして、教育長が委員の定数の3分の1以上の委員から会議の招集を請求された場合は招集すると新たに規定されたために、この条文のとおり第3項を改めるものでございます。

次に、次のページの下段、第4条、あきる野市教育委員会事務局庶務規則でございます。一番下の第6条を削るとございますが、この第6条につきましては、教育長の職務代理を規定したものでございます。旧法の規定においては、職務代理として教育委員会の事務局の職員と規定されていましたが、今回の法改正により法第13条第2項として、教育長に事故があるとき、または欠けたときはあらかじめ指名する委員が職務を行うと改正されたため、この6条を削るというものでございます。

次に、次のページ5、一番上の段でございます。第5条といたしまして、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則でございます。上から7行目をご覧ください。文中に、同条に次の1項を加えるというものでございます。これにつきましては、改正された法第25条第3項の改正によりまして、教育長が委任された事務を教育委員会に報告することと規定されたため、第2項としてここに示されましたとおり、教育長に委任された事務に関する報告の求めがあったときは、委員が必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない、という規定を加えるものでございます。

主な改正内容は以上でございます。最後のページ、附則をご覧ください。施行期日につきましては、公布の日でございます。

なお、経過措置でございますが、法附則第2条第1項の規定、この内容につきましては、旧法上の教育長の経過措置を定めてございます。法律の施行は平成27年4月1日以降でございます。旧法上の教育長の任期中に限り、改正後の6本の規則の規定を適用せず、規定改正前の規則を適用するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。基本的には、法改正に伴い、該当する公告式規則を改正することですね。

教育部長（森田 勝君）

はい。6本の規則の中で、先ほど申し上げた3つの改正理由、特に新教育長が設置されたこと、条文の条ずれ及び項ずれ、文言整理がございました。特に、新設されたところを説明させていただきました。

委員長（山城清邦君）

市の全体の規則など、改正に漏れはないですね。

教育部長（森田 勝君）

はい。今回は教育委員会関係ですが、これ以外にもあと2本の規則がございます。

委員長（山城清邦君）

市長部局のものでですね。

教育部長（森田 勝君）

はい。規則が2本、条例関係では教育長の勤務条件等に関するものになります。今回は

特に教育長の給与の関係、特に改正前の給与について、市長等の特別職の報酬審議会にかけまして、審議をされました。その中では、現行どおりという答申をいただいております。教育長については、現行どおりの給与ということで決定されております。

委員長（山城清邦君）

法改正がある場合には、全体的に変更箇所を探されるのですか。

教育部長（森田 勝君）

はい。

委員長（山城清邦君）

そうですね。

ご質問いかがですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

1つだけよろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

先ほど言われた文言整理の部分に当たると思うのですが、1ページ目の裏のところの第6章の会議録というのが、今度議事録というようにおそらく文言を変えられたと思うのですが、これは何か統一されたとかというものののですか。

教育部長（森田 勝君）

これは法律で議事録になっているので、法律に合わせたということです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

急施という言葉があつたのですね、急施というのはですか、これは余り聞いたことがありませんでした。

教育部長（森田 勝君）

今まで統一して急施を使っていたのですけれど、ちょっと違うのではないかということで、この機会に整理したものです。

委員長（山城清邦君）

余り一般的には使わない言葉ですよ。

教育部長（森田 勝君）

そうですね。

委員長（山城清邦君）

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第29号あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第２９号あきる野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第２ 議案第３０号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正についてを上程いたします。

説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第３０号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部を改正する議案についてを提出いたします。部長より説明をいたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第３０号を説明させていただきます。

まず、提案理由につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部を下記のとおり改正する必要があるため、委員会の承認を求めるものでございます。

まず、第１条の教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程につきましては、第１条中におきまして法改正による条文の条ずれがありましたので、改正するものでございます。

また、第３条につきましては文言整理を行うものでございます。

次に、第２条のあきる野市教育委員会事案決定規程につきましては、第１条中の第２条の改正でございますが、この第２条につきましては先ほどの議案第２９号中の教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部の改正において第２項が加わったことから、対象条文が第２条第１項に改正されたため改めるというものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日でございます。

内容につきましては以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問はいかがですか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

では、質問はないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、議案第３０号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副

校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第30号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

それでは、続きまして日程第3 協議事項1、教育長課題提起「多様な教育機会確保法（案）についての学習」を上程いたします。

それでは、教育長から趣旨をお話してください。

教育長（宮林 徹君）

それでは、教育長提案で少し委員の先生方といろいろなお話し合いをしていただきたいと思います。

多様な教育機会確保法、これは国の教育再生実行会議が「今後の学制等の在り方について（第五次提案）」を示して、フリースクールや家庭での学習など、学校外での学習成果を義務教育の制度内に位置づけることを検討し始めたように聞いています。学校外での学習成果が義務教育の制度内に位置づけられると、教育行政はどんな影響があるのか、この辺についていろいろ議論があると思います。先生方のご意見をちょっとお伺いしながら、都市教育長会でもこれが議題になりますので、そこでもいろいろな発言ができるような資料が欲しいと思いますので、どうぞご議論をいただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

いかがですか。どなたか口火を切っていただければ。

このいわゆるフリースクール的なものは、世界各国いわゆる先進国でしょうか、実際行われているようです。その流れは2系統あって、この議員立法の裏にもいろいろな運動があったのではないかなと思うのですが、1つは公教育のコントロールのもとに置こうという流れと、オルタナティブというのですか、それとはまた別のルートでこういったものを認めていこうといった、2つの流れがあらうかと思っています。イギリスなどはオルタナティブの方だと読んだ記憶があるのですけれども、いずれにしても不登校、仮に何かいじめがないにしても不登校の生徒をどうしようかというところは、日本ばかりではなくて、ほかの国々でも問題になっていて、それに対処するのに2つの方法があるような気がします。多分今度の新しい法律案も、ざっと見てみる限りは教育委員会が主導権を握っているようになっていて、認めるにしても、教育委員会のオーケーがないと、フリースクールにせよ家庭教育にせよ、できないような仕組みになっております。議員提案によるのですけれども、その流れというのは先ほど申しました制度の流れから言うと、公の公教育を中心に置いていこうということであることには間違いがないような気がします。そういった大きな流れがあるのかと思います。

それと、インターネットなどで見てみますと、「なぜ私がフリースクールに行ったのか」

というような個人体験談が結構出ています。それらを読んでみますと、それはそれなりに皆さん理由があるのだなという気がいたします。もう一つは、ただああいうところへ出てきている人というのは、その後、学校には行かなかったけれども、今、それなりの自分の人生を歩んでいるということ、だからこそそういうふうにインターネットにも書き込むぐらいのことなのかなと思います。いろいろな経験をしている人がいるのだと感じますので、こういった議員立法ができてきた、要求があった背景というのはわかるような気がいたします。

ただ、この流れを見てみますと、不登校としてどの範囲まで認識したらいいのか、それから教育委員会が主導権を握るにしても、その内容というか基準はどのようにしたらいいのか、それからその出口としての形態がフリースクール、教育支援センター、それから自宅という類型に分かれるようなのですが、それぞれの過程、プロセスでいろいろ問題があるのではないかなという気がいたします。ですから、もしそれぞれの段階で何かこれはおかしいのではないかと、これはいいのではないかと、ご意見があったら出していただくような形で進めていったらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

確かに学校だけが教育の場ではないという声が上がっているというのも気持ち的にはわかります。しかし、フリースクールにしる家庭がその学習の機会の場になるにせよ、学校教育というのは教科を教えているだけではないと思うんですね。教育課程という中には、もちろん勉強も含まれますが、人と人とのかかわり方であったり道徳であったり、集団の中でうまく折り合いをつけていく方法や、小学校、中学校とだんだん社会性を身につけて人とのかかわり方とかコミュニケーション能力とか、そういったものが育まれるというのが学校の非常にいい点だと、私は思っています。学校に行けないなら、家庭でそのかわりをしましょうとかフリースクールでそのかわりをしましょう、となってしまうと、なかなか集団の中で自分が生きていく、やっぱり人というのは一人ではなくて、人と人との間でもかかわり合いをしながら社会生活を営んでいくのが人間で、その人間たらしめるのが教育だと思うんですね。ただ単に教養を身につけるとかだけではなく、どうやったら人と人とのかかわり合いの中で、これから先の人生を生きていけるかというところを育てていくのも大きな教育の目的であると思うので、学校に行けないなら、じゃ家で勉強教えますとか、じゃフリースクールで、と、こう安直にやってしまうのはちょっとどうかなと思います。

現在あきる野市では学校に行けない子どもに対しては、学校に戻るのを前提として、せせらぎ教室というのを開いています。また学校訪問をしても思うのですが、各学校とも、どの子にも輝ける場所、どの子でも学校に居場所を見つけましょうというのを、校長先生なり先生方がすごく一生懸命に特別支援教育の視点に立って、考えていただいています。ですから、学校に行けないから家で、というような形でなく、まず第一に学校に戻るというのを前提として、できればせせらぎ教室に通う、それもダメならフリースクールとか個別に家庭で少し癒やしの場を与えて、ある程度の素地ができてきたら学校に戻る、というような工夫をしていくのが、私個人的には良いと思いました。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

しばらくフリーでご意見を出していただいて、いかがですか。

委員（丹治 充君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

当初、この多機会確保法が成立すると、この施行が来年の４月ごろの予定になるのでしょうか、そういうことであれば、学校では、全教職員への周知理解を図るための会議を持ったり、同様に教育再生実行会議の中で検討された内容の趣旨について理解しなければならないと思うのですが、これを見た場合１年ぐらいで施行実施できるかどうかという、疑問が１つ出てきます。やはり根幹は義務教育の就学義務といえますか、その義務教育を今度は個人に委ねられることになります。保護者に就学義務が自宅を含め、その他の機関でも認められると云うことになるのでしょうか。果たして教育の機会均等あるいはその内容も含めて、学校へ来られないからといって、自宅の中で十分に今までの義務教育の内容が補完できるのかどうかというような点で、さらに疑問を感じます。

それで、先般いただいた資料の中でも、その手だてとして生徒の学習内容には、教育委員会がそこに介在していくことになります。家庭からは個別学習計画を申請していただいた上で、それに対して適正化否かを審査ということになります。けれども、そういったときに何が基準になるのかといえ、今、現在中学校の義務教育の教育課程全てに照らし合わせて、学習を計画し申請することになります。そういう点で先ほど冒頭の疑問が出たわけです。

もう一点は、本市のほうで進めているいわゆる特別支援教育も含めてですが、その子に必要な支援をいつでも、どこでも、そのニーズに応じていくというような、そのような手当が、果たして学校に来ることができない場合できるのかどうか。仮にできた場合いには、今度は教育委員会事務局の業務が相当に増えてくるのではないかと思います。ですから、不登校対応のための抜本的な解決には、これは決してならないのではないかと思います。多様な場で、多様な教育を受けるということは大事だとは思いますが、家庭によっては、十分に達成できる家庭はあるかもしれませんが、しかし、やはり現実的には、家庭の負担が大きくなっていくのではないのでしょうか。今現在行われている学校の教育を家庭が、或いは学校以外の場で補完できるかどうかという点では、やはり、強い疑問が残るという意見として述べさせていただきました。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

不登校とは、どんな理由や環境で学校へ来られないのかということで、それぞれの事情があるので、こういう教育を受ける機会の確保という理念は十分わかるのですが、もう少しやれることがあるように思います。今の現行の制度でできることをやった上でなら、そ

ういう道もあってもいいとは思いますが。不登校に対する対策は継続してやっていくのでしようけれども、何もやらないまんま、そこを置き去りというか、ちょっと置いてしまっただけでフリースクールもいいよというふうに認めると、どうしても不登校の子というのは、干渉されないような道を選ぶと思うのですよね。大体、保護者も面倒くさいとかという親もいれば、自分で勉強させて将来の道をつけたいという積極的な親もいるとは思いますが。けれども、もう少し現行の中で、例えば、せせらぎ教室は市の庁舎の中に設けていますけれども、学校の中にそういう子供の居場所を作るなどの工夫する余地がまだあるのではと考えます。中学校でも、空き教室を利用して居場所をつくる。ちょっとその時間はみんなとは勉強できないけれど、1日そこへ行ったとしたら、1時間だけは学校の教室に行ってみようかなという子も中にはいるわけです。そういうことをしておかないと、どんどんそういう子供たちが学校を離れ、安易な道を選びやすくなってしまわないかなと思います。ある程度、子供が強くなってほしいのは親も気持ちとしてあるわけですから、逃げるばかりではなくて攻める方向に、行ってほしいと思っています。ですが、学校の空き教室がないと、今日は空いていませんと言われて、行けなかったりする場合もあります。その辺を、現行の中でやっていく場所や、あるいは現せせらぎ教室の体制をもう一回見直して、もう少し親に周知できると思います。さらに話し合いの場を広げていただきたいというのが私の気持ちとしてはあります。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

8月5日に文科省が、小中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査というものをを行っています。文科省が把握している限りで、全国474の、そういう子供たちが通う団体・施設に対してアンケートを出して、回答してくださいとやっているのです。そのうち回収率が67%で、319件の回答があったそうなのですが、それを見てもみると、NPO法人が約45%、それから法人格を有しない任意団体が21%で、合わせて67%ぐらいですか、あとは学校法人がやっているとかというのがあるのですが、大体そういった感じの団体が多いということが出ています。

それから、週当たりの開所日数は、5日が51%、それから4日というのが12.4%あります。合わせて64%ぐらいですか。6日というのもありますので、それ足すと73%ぐらいが4日から6日間開校していると。それから、平均在籍人数が13.2人だそうです。在籍者数が約4,200人、そのうち学校長によるというのでしょうか、出席扱いしてもらっている人が大体55%、45%は校長先生が出席として認めていないということになりますね。

それと、これはやはり職員の資格所有状況なのですが、小中高の免許状を持っている人が36%、そのうち教員の経験のある人が24%です。あと心理の専門的な資格を持っている人が9%、福祉に関する専門的な資格が5%、それ以外の専門的な資格を持っている人が5%ということで、教員免許を持っている人が4割に満たないという現状です。

さらに、学習カリキュラムがありますかと聞いているのですが、学習カリキュラムを決めているというところが50%、決めていないところが50%、詳細に学習カリキ

ュラムを決めているというところが49.7%で半分を切っています。決めていないところが50.3%で、学習カリキュラムを決めていなくてやっているということです。それから、教材は何を使っていますかという問いについて、複数回答で求めているんですが、教科書を使っているのが77%、市販の教材が78%、独自につくったものが72%、これは組み合わせになっていると思うのですけれど、そういった現状です。それから、学校へ行っている費用の平均が3万3千円だそうです。

そんなところが出ていまして、さっき丹治委員がおっしゃったように、1年後にこれをやるとなると、こんな状況でいいのかということで、非常に心もとない感じがしてきます。ただ、文科省のやることですから、これを認可して、例えば学費補助することになれば、ぱっと基準をつくって、これに満たないところは認めない、というような、おそらくそういうことになってくるんじゃないかなという気がします。フリースクールと言われているところの現状で、なおかつこんな状況ですから、もう一方の問題である家庭学習の場合に、どんな問題が出てくるのかというのは、余計心配になってくるような気がしますけれど。

教育長、何か。

教育長（宮林 徹君）

学校教育は、今、学習指導要領に基づいてやっているわけですが、この学習指導要領の小学校・中学校の総則のところを見ると、そのキーワードは、調和のとれた児童生徒の育成です。今のような話で、調和がとれた子供が本当に育つかどうかといたら、全く育たないと私は思います。ではまず、その学習指導要領も変えるんだな、という話になってくるわけですが、まず知徳体の調和のとれた、そういう子供を育てるために学校教育があるということです。そのフリースクールだとか個人の勉強とかというのは、それはそれでいいですけども、学校教育にかなうものではないだろうと思います。もともとフリースクールは学校教育と並列なものではないと思っています。学校教育とフリースクールと同列であるなんていうことはあり得ないと思う、今の我が国の法律でいったら学校教育があつて、最後まで学校教育に行くのだと。しかし、行けないで苦しんでいる子供がいるわけだから、その子供たちがいろいろなところで自分自身を鍛えて、そして将来は学校へ行って調和のとれた人間になっていく。教育というのは、人が人として人らしく生きるために学校教育があるわけだから、そういう意味では私は、いろいろなところに行けない子が行ってもいいし、大いに勉強してもらってもいいと思うのです。そういう機会をいっぱいもらって、子供たちの実態や環境に応じた教育のあり方を求めながら、いろいろなところで勉強するのは多いに結構です。しかし、将来は学校へ一日も早く戻っていくような子供でなくては、今の義務教育というのは成り立たないのではないかなと思うのです。決して同列ではないと私は思います。

病院はどこへ行っても構わないです。自分の体を治すために病院に行っているのだから、それと同じことだと思うのです。そういうところに行くことを頑張って、そして学校に戻ってくる。学校というのはとても楽しいところ、大勢友達がいる場所であるような学校教育を、今のあきる野市のようにしていくことであつて、そしていじめや不登校のない学校にしようという、一方では不登校を起こすような子供がいなくなるような教育を一生懸命やることだと思うのです。それでもなおかつ行けない子供がいたときに、家庭で勉強させ

ますとか、あるいはちょっと病院と同じように病院の中で勉強を教えてくれるところがありますから、そこへ行かせますとか、フリースクールも結構だと思います。けれども、そこへ行ったから、学校へ行ったと同じように出席にしてくれという、それはないと思います。教育委員会は、なかなかそれをいいですよと言えないと思います。

委員長（山城清邦君）

そうじゃないですね。

教育長（宮林 徹君）

義務教育との関係だね。

委員長（山城清邦君）

部長、何かありますか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

この世の中の流れとして、子供たちにいろいろな学びの機会を与えなければならないというのは大切なことだろうと思います。ただ、一方で学校には学校のよさというもの、役割というものがあるわけです。その役割というものは、今、教育委員の先生方もおっしゃったように、学校でこそ学べるもの、あるいは学校だからこそ育つものというのがあると思うので、その良さというものはやっぱり大切にしていかななくてはけません。ですから、ぜひとも多くの子たちに、というよりも全ての子たちに学校教育の中で勉強してほしいと思います。ただ、一方でなかなか実際に通えない子がいるという現実もやはり無視できない部分ですから、それについては学べる機会については広い視点に立って、それを求めるというか理解を示すということは大事かというふうに思います。ただ、やはりいつかは学校の中で勉強できるような、そういった力をつけてほしい、そして社会に貢献してほしいと思います。

委員長（山城清邦君）

あと現実的な数字として、このあきる野市においていじめの理由以外で学校に来ていない、一応30日以上でしただけ、不登校というのは。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

そうです。

委員長（山城清邦君）

そういった子供というのは、小学生で数字わかりますか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

昨年度でいえば合計で63名です。小学校が12、中学校が51です。

委員長（山城清邦君）

51名。中学校平均で1校10名。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

そうですね。

委員長（山城清邦君）

これは、大きいといえば大きい数字ですよ。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

大きいですね。

委員長（山城清邦君）

これはせせらぎにも行っていない人ということですか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

せせらぎに入っています。

委員長（山城清邦君）

入っているのですか。

指導担当課長（西山 豪一君）

せせらぎには行っています。行っていますけれども、調査自体、学校に来ていない者について、この調査にはカウントしなくては行けませんので、せせらぎには行っているというお子さんも含めてその数になったということでございます。

委員長（山城清邦君）

せせらぎの場合には、一応救いはあるわけですね。

教育部長（森田 勝君）

はい。

委員長（山城清邦君）

だけれど、せせらぎにも行っていない子というのはいますか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

それは何人かわかりますか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

それを抜かすとなると23人を引かないとなりません。

委員長（山城清邦君）

23人、というと40人。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

そうですね。

委員長（山城清邦君）

今の数字を受けて、ほかに何かありますか。

教育長（宮林 徹君）

平均今10人っておっしゃったけれども。

委員長（山城清邦君）

中学校が、ですね。

教育長（宮林 徹君）

中学校が。ゼロ、1人とか2人の学校もあるわけですね。だから、その分だけたくさん休んでいる中学生もいるわけ。これは慢性的にその学校は不登校がなかなか減らないとか、そういう地域性というか。学校が悪いわけじゃなくて、何か地域性があったりしますよね、昔から減らない学校なんてところもあります。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今のこの、せせらぎにも行っていらない40名の中で、今フリースクールとか

に行ってらっしゃる方というのは何名ぐらいか、把握していらっしゃいますか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

フリースクールは、市の現状については、中学校だけなのですけれども、本市においては6名の生徒がフリースクールに行っています。

委員長（山城清邦君）

この子たちに対しては、学校長は出席として認めているのですか。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

認めておりません。

委員長（山城清邦君）

おりません。

教育長（宮林 徹君）

認められませんよ。

委員長（山城清邦君）

仮にフリースクールに行っても、さっきのような文科省自体の報告ですから、個別のAというフリースクールがどうということはわかりませんが、全体的には何か行っているからいいという感じは持てないですね。フリースクールの実態というのが、仮に毎日家にいるよりは、フリースクールに行けば社会との接点、友達との接点ができるから「まあ、いいか」というふうに思わないでもありませんけれども、校長先生が当然認めないということからは、その中のクオリティーというか、その辺が余りよくないということなのでしょうね。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

おっしゃるとおり、フリースクールの内情にもよりますけれども、必ずしもこれは言い方がよくないですけども、信頼の置けるフリースクールであればいいと思います。それはさておいて、先ほどの数字ですけども、委員長がおっしゃったように、欠席日数年間30日を超した子たちを不登校生徒としてカウントさせていただきましたけども、全ての子たちが全休ではありませんので。ですから学校にも来たりもしていて。

委員長（山城清邦君）

来たり来なかったり。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

そうですね、来たり来なかったりしていたら、先ほどの子たちの全てが、必ずしも学校と全く無縁の生活をしているというわけではないので。

委員長（山城清邦君）

その限りにおいては、学校側も家庭も、あるいは本人も一生懸命やろうとしているわけですね。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

はい、いろいろな形で。

委員長（山城清邦君）

そうすると、こういうのを制度化されてしまうと、流れが一挙に変わって、そちらへ行ってしまう心配がありますよね。

教育長（宮林 徹君）

そういうことはありますね。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

すみません、1点だけ。今回この大きな制度改正、義務教育の中で、まさにフリースクール等に関する主な論点例ですか、中で7番、制度との関係で、義務教育との関係をどう考えるか、あるいは特に就学義務との関係において、学校外での学習をどう位置づけるかという大きな点で載っております。まさにこういうような大きな制度改正をやるに当たって、先ほど丹治委員がおっしゃったとおり、余りにも時間がない、拙速な議論、というか議論もない。以前、私が所属していました子育て支援でも子育て支援法ができて制度改正を行いました。そのときは、全国各市町村の意見を吸い上げるということをやっておりました。今回そういう動きが全くないんですね。単純に教育長会で文科省の職員が説明をただけであって、私が言うのは、そういう制度改正をするときに、各市町村あるいは都道府県の教育委員会に意見聴取がないのか、ということなのです。まさにそのために今回教育長が教育長会でご意見をされたということだと思いますけれども、そういう全国的な議論がこうない中で、単純に議員立法でやるような、果たしてこれが本当にいいのかなと思うのです。

ですから、今後、教育長会がどういう動きをされるかと思うのですけれども、もうちょっと全国の教育委員会等の意見を聞く、そういう仕組みは当然つくるべきなのかと思います。全国的ないろいろなご意見、あくまでもやはり義務教育の根幹になる話に当然かかわってくるのだと考えますので、そういった点も必要ではないかと思います。

委員長（山城清邦君）

今、おっしゃった子育て支援法も大分時間かけてやった割には、動かしてみたら問題がたくさん噴出して、今、半ば頓挫しているところがありますから。

これは、文科省は結構やる気になっていて、特に安部さんが東京スクールまで見学して「いい」なんて言っているようですから、その気になればずっと通っていつてしまうのではないかと思います。余り関心持たれていないようですけれども。

教育部長（森田 勝君）

急に何か法案ができて、やりなさいみたいな形で、ちょっとそれでいいのということで、私は見ていて、非常に急に何か動きが加速されたような感じがしています。

委員長（山城清邦君）

一見おっしゃっている旗印は、そういう子供たちのためにと言われると「そうかな」なんて思うところがあるかもしれません。けれども、代替する機能をフリースクールは持てるのかどうかということと、まだ教育というのは学力とそれから社会性を養う場であるということを考えれば、そういう多人数の子がいるところはいいかもしれませんけれども、今回出てきてしまっている自宅、ホームエデュケーションというのですかね、これが出てきているということは、これもやはり一応議論しておいたほうがいいんじゃないかという気がするのですが、どうでしょうか。

委員（丹治 充君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

委員長のほうの最後のご発言でしたが、片方の意味でいわゆる就学免除ですよ。今のその方式が認可されるということであれば、今だって就学免除、特別支援教育の中では当然あるのですが、これは一般的に、今度はそれが認められるということにもなってきますから、そういったのがちょっとおかしいと思うのです。

それと、2点目は財政面です。やはりフリースクールが大事だと、そういう子にとっても必要な場所だというのは認めますけれど、今、現在いわゆる独自で経営をされているから成り立ちますが、これが例えば財政負担もしなければならぬということになってきたときにはどうなるのでしょうか。今、公立の学校では年間、生徒にはどのくらいかかっているのですか。約60万位かかっているのでしょうか。生徒1人あたり、各学校のいわゆる年間経費がかかるとすると、ということは、仮に60万だとしても、フリースクールができた場合については、やっぱりそれなりの費用、公教育が担えないのですから、ある面では。それをフリースクールにお願いする、委託する形になってきますので、当然僕は財政負担も出てくるのではないかと思います。ですから、極めてこれについてはどうも、どういう状況にしても、もっと議論の余地があるのではないかと、私はそういう意見です。

以上です。

委員長（山城清邦君）

やはりこの、先ほどの有資格者が少ないということは、多分運営費も賄えないだろうと思うんですよ。それで、3万幾らという平均値が出てくると思うので、これをきちっとした基準で、必ず教員免許を持っていなければならないとなってくれば、費用がぼんと倍以上に上がっていくと思いますよ。月5万として年間60万程度、そのくらいのものはかかってくると。それですと、おそらくこれは公費負担をするということになるのでしょうか。公費の使い方としてはちょっといかななものか、というところがありますよね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

だったら、1学級の人数を少なくして、その財源を一人一人にもっときめ細かく目が届くような形にしたほうが、よっぽどいいのかなと思います。

委員長（山城清邦君）

あと、やっぱり僕はこの家庭でやるという場合、多分、基本は学習指導要領のようなものがあって、これに沿ってこういうカリキュラムでやります、ということを宣誓させてからやると思うのですが、そのフォローアップはどうやってやるのでしょうか。誰がそれを保障するのでしょうか。それから、仮にそれを拒否された場合、そのフォローアップについての調査や何かを拒否された場合に、それに対抗する措置ができるのか、どうか。このあたりは担保しておかないと、単に「私の子供ですから私が見ます」という、そんなことをされた場合に、制度として底が抜けるのではないかという気がします。家庭教育について、私はそういうふうに思います。

ほかに何かいろいろご意見ありましたら、どうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

極端な話ですけど、フリースクールが認められたら、逆に学校よりもすごく早いスピードで進んで、受験に特化したようなフリースクールができたりする可能性もあります。

学校の子供たちと一緒にやっているよりは、受験のために私学と同じような形で勉強を先取りして教えたりすることも考えられます。何か法律ができてしまうと、その抜け道ではないけれど、悪用というか、そういったこともできてしまうと思うので、本当に不登校で苦しんでいる子供たちのためにならないような気がします。もっといろいろな課題を一つ一つクリアしていかないと、なかなかおいそれとはできないのではないのでしょうか。いろいろな学習機会があればそのほうがきっといいだろうというくらいの気持ちで許可をしてしまうと、大変なことになってしまうような気がします。

委員長（山城清邦君）

確かにそういう心配ありますよね、逆フリースクールみたいなね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

そうですね。

教育長（宮林 徹君）

私は、フリースクールだからフリースクールでやったらいいと思うのです。どうしても学校へ行けない子がそこへ行きたいのだったら行ったらいいのではないですか。けれど、学校へ行ったことにしろと言うなよ、というふうに私は思います。学校へ行ったことにしてください。そして、金もかかるからお金もください。それはないです。そのお金は公教育に使ってくれということであって、それをフリースクールという名前において、どんな形であっても、多様な学習の機会を確保してあげるのだからという法律をつくってしまって、みんなそれがオーケーになっていったら、本当の義務教育というのは何なのかということを考えてもらわないと、義務教育なんていうものは成り立たないと思います。ですから、私は、フリースクールというのをつくって、そこへ人を呼び、うちで勉強を教えます、不登校の子供を呼びますといったようにして、行きたい人は行ったらいいと思います。

だけれども、学校のほうがもっと楽しくなればいいわけで、それをフリースクールにもお金も出さないとまずいよね、なんていう議論というのは、どうしても私にはわからないのです。では、塾はどうする。今、言ったように受験勉強を徹底的に教えて、学校や塾よりも進んだ先生がいて、これでもうどこでもみんな受かっちゃうといたら、塾なんか潰れてしまいますよ。私立の学校だって同じことですよ。やっぱりきちんと公教育で認められた学校に行く、行けるためにフリースクールにも行くだろう、塾へも行っているでしょう。そして、学校に行って、学校の勉強をしっかりとしながら、社会性も身につけながら、さまざまなカリキュラムで勉強するというのが、そこが外れてしまって、行けないのだからいいということにしてしまっているのか、そのところは私にはどうしてもわからないのです。

委員長（山城清邦君）

例えば、どうしても義務教育の課程を修了したこととする、認めるということであるな

らば、中学校卒業程度の学力試験か何かぐらいは用意しないと。

委員（丹治 充君）

そうですよ。

委員長（山城清邦君）

歯止めがないですね。

それと、こういう子の場合にはどの程度費用負担するかわかりませんが、ただ全額よこせという話になっていると思うのですが、そうすると私立学校に行っている中学校の子供たちの費用はどうするのですかという話ですよ。

教育長（宮林 徹君）

そうだよ、それも出さなくちゃ、公平に。

委員長（山城清邦君）

不公平ですよ。そういう理由があるから、こういう学校に行けないから10出してくださいということを言って、もっともらしいのですけれども、片一方で、中学校あるいは小学校でも私立学校に通っている人いますから、するとそのバランスがとれないのではないかなという気がしますよね。

教育長（宮林 徹君）

塾だって同じですよ。塾へ行っているお金を出してください。そこへ出すのだったら、私たちのお金も出してくださって親が言ってきたら同じことです。だから、そこもいろいろな法律をどういうふうに整理して納得いかせるか。不登校で苦しんでいる子供を救いましょうというのはわかるけれど。

委員長（山城清邦君）

これ、法案提出するからには閣議決定を経るわけですよ。

教育長（宮林 徹君）

そう。

委員長（山城清邦君）

閣議決定は終わって、もう経たのですかね。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

今の国会では、これはまだ検討されていないのではないかと思います。

丹治委員（丹治 充君）

この資料、いいですか、先生。

委員長（山城清邦君）

はい、どうぞ。

丹治委員（丹治 充君）

資料いただいた中には、教育基本法あたりも変えるような。

委員長（山城清邦君）

いじらなくてはしょうがないですよ。

丹治委員（丹治 充君）

ええ、全然わからないのだけれども。

教育長（宮林 徹君）

変えるんでしょう、基本的なところ変えないとだめです。

丹治委員（丹治 充君）

そうすると、今現在学校のほうでは認められないようなことが、フリースクールでは認められ、各家庭で認められていく。ちょっとだから、そういう点での教育の機会均等というのか、いつでも、どこでも、やはり必要なものについては、これを学ばせるということがなくなってきましたよね。

委員長（山城清邦君）

ええ。

丹治委員（丹治 充君）

学校教育の中でも、もっともっとやりたいこと取り組ませたいことは相当いっぱいあると思うのです。ただ、今現在の法規制の中では、やはり今現在やっている教育課程が精一杯だということでしょう。

委員長（山城清邦君）

とても同等のものを施せるとはとても思えませんよ、これだけで。

教育長（宮林 徹君）

そのわけがないですよ。だから、多様化する子供たちの実態や環境に応じて新しい教育のあり方を考えるというのは、学校で考えるのですよ。ほかで考えるのではないのです。学校教育の中で、多様化する子供たちの実態や環境に応じた、耐えられる教育内容を考えて、そして生き生きとした学校生活を送らせるということであって、学校を外してフリースクールでそれを考えてやるのだというのは違うと思いますね、私は。

丹治委員（丹治 充君）

いや、教育委員会がするのではなくて、学校では当然決められた内容で授業するわけです。ただ、そのほかにも、教育課程についての編成時間をもう少し自由な発想で、中にそれは工夫というのですかね。

教育長（宮林 徹君）

そのあり方を考えると、学校が。

丹治委員（丹治 充君）

そうそう。

委員長（山城清邦君）

これは何かあれじゃないですか、いろんな教育体系が変更になってしまうのではないですか。

丹治委員（丹治 充君）

そう思います。

委員長（山城清邦君）

これは一応、今の日本の流れでは、憲法から始まって、義務教育というのは要するに親に対する就学の義務ですよ。

教育長（宮林 徹君）

そうですよ。

委員長（山城清邦君）

物の本によると、要するに、教育の義務と就学の義務は違うという。では日本の法体系が教育にも、というのをうたっているならば、ほかの選択肢もありますよと、出てきた結果は一緒です、ということがあり得るけれども、これは日本の場合にはそうではないから、ここからやって抜けていくと底抜けになっていくような気がするんです。それを正面から教育体系を変更します、考え方を変更しますと言って宣言するのでしたら、まだいいというか、子供たちにとっていいかどうかわかりませんが、論理性というのは一貫すると思うけれども、ちょっとこれは矛盾しているんじゃないですかね。でも、あくまでも教育委員会が申請を受け付けて許可するから、主導権は握っているからいいんだという論法ですかね。

指導担当部長（肝付 俊朗君）

いわゆる今のフリースクールには、本市においては6人行っております。そちらで在籍を学校にしていってフリースクールに行くのを了解しましたということで、それを理解するのは校長なのです。もって、それを出席とするかどうかということで判断しているのも校長と、校長のほかについては説明していないということなんですけど、今後はそれをそういった判断を教育委員会にきなさいということが多いかないと。ですから、フリースクールがそういったことについて適したものかどうかについて、教育委員会が実際にきちんと場所も把握し、内容も把握し、そしてそれが認められるかどうかということをお話し合わなければならない。逆に言えば、そういったものは認められないということになれば、それは出席扱いにもできません。フリースクールとして認めないということは変ですけども、適正な教育を受けているとは、教育委員会としては判断しませんと言わないとならないと思います。

委員長（山城清邦君）

何かあちこちで訴訟合戦が起きるかもしれませんね。

教育長（宮林 徹君）

そうですね。だから、例えば今の話で、教育委員会が認めるという判断をしたときに、どの物差しで認めるようにするのかといったときに、学校教育と同じことやっていれば認めます、公立学校と同じことやっていれば認めますといったら、どこのフリースクールも絶対認められませんよ。なぜなら、グラウンドの広さも違うだろうし、1時間目から6時間目までの授業の中身も、そんなきっちりやらないだろうし、修学旅行だの遠足だの、そういうものも全部含めたものを行っているフリースクールなどありはしないんです。

委員長（山城清邦君）

現に事務局がないと言っているのですからね。

教育長（宮林 徹君）

ですから、カリキュラムもなく、子守りしているわけでしょう。それは勉強もしているかもしれませんが。免許を持っている先生の割合は、学校は100%なのです、ご存じのように。でも、フリースクールは3割ぐらいいかないというわけでしょう。そこで教わっている子供が、学校と同じで許可されるわけがないでしょう。教育委員会が、いいですよ、などと言うわけがないですよ、それが物差しなら。違う物差しだったら別ですけどね。

委員長（山城清邦君）

文科省は多分認定基準のようなものを出してくると思うのです。認定基準出してしまうと学習指導要領って矛盾してしまいます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

それを満たしていればオーケーということですよ。

委員長（山城清邦君）

学校の教育は何だという話がきますよね。

教育長（宮林 徹君）

これは切りがないから、こういうことが起こってくるので、ぜひひとつ神経をとがらせながら、いろいろなところで、市町村教育委員会連合会なども、この問題は話題にしてほしいと私は思います。

委員長（山城清邦君）

ぜひ。

教育長（宮林 徹君）

教育長会などというレベルではなくて、その上の人数のところで、話題になるだろうと思いますので。

委員長（山城清邦君）

それこそ教育委員会連合会でも出していいかもしれませんね。

教育長（宮林 徹君）

そうですね。

委員長（山城清邦君）

出すべきかもしれません。

教育部長（森田 勝君）

教育長会が今回出ましたので、それがもっと全国に広がって、全国のこういう教育委員会で議論がなされるべきと思います。

委員長（山城清邦君）

すみません、自分もそうだったのですが、自分が言うのは変ですけど、東京都の市町村の教育委員会連合会がありますから、そこで出してみましょかね、こういうことやってくれって。今度は一日研修があるから、そのときにちょっと会長さんに言っておきましょうか。やはりいろいろな角度から、いろいろな方面から問題があるのではないかということは声を上げていかなければいけないと思います。

委員長（山城清邦君）

今日は、あきる野市の教育委員会がこの話題を教育長提案で話していただいているんですが、近隣の各市町村がこの話をしているかどうか。私は関心があるのですよ。話しているか、いないかを聞いてみたいと思うのですが、これはどこもみな関係してくると思うのですが、真面目に考えると大変なことですよ。

委員長（山城清邦君）

いい御提案をありがとうございました。いい議論ができて、皆さん御意見を出していただきまして、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、議論をありがとうございました。

先ほど申しましたとおり、自分たちの属する連合会がありますので、そこでこれを議題にしてほしいということを私のほうから次の人に申し上げて、連絡しておきたいと思っております。

それでは、次に教育委員報告です。

教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

今月は特に議会月でありまして一般質問、それからつい先ごろは決算特別委員会等がありました。とりわけ一般質問では、教育の質問がありました。その質問に対する答弁書を課長が書いて、部長が答弁するということですが、本当に部長の答弁が質問に対して適切であり、安心して聞いていられました。今月は特に、肝付部長の答弁が圧倒的に多かったんですが、どの答弁も議員さんたちがよくわかりましたという答弁でありました。大変心強く思いましたし、部長の答弁が堂々としていて安心しています。

それから、決算特別委員会についてです。決算特別委員会は、課長が平成26年度の決算についての質問を受けるわけですが、これもまた適切に各課長がしっかりと使い道についての答弁をしてくれました。特に言われることもなく、安心した議会月でありました。それが議会関係です。

それから、19日の土曜日に4中学校の運動会がありました。4つ学校があると4校とも全く雰囲気も中身も違うし、それぞれの学校の特色が出ているなど私は思いました。この点が足りないんじゃないか、こういう点はどうなっているのかなと思うことが、それぞれの学校に行けばありました。何かの機会に学校にそんな話もさせていただこうかなと思っています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。お一人ずつ順番にどうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

8月29日に増戸こども夏まつりという、子供を主役にしたお祭りがありました。増戸小学校の吹奏楽部が演奏したり、子供たちが楽しめるような催し物や体験などを地域の大人と子供たちが一緒になって一生懸命やってくれていました。売店の売り子も子供たちがやっていたりして、地域の親睦がとても深まったと思います。

また、先ほど教育長がおっしゃったように、体育大会はそれぞれ学校の特色が出ていたと思います。五日市中は、体育大会なんですけど昔ながらの障害物競争などがあって、すごくほのぼのとしたものがありました。4校同時開催でしたが、子供を主役にしようという意気込みが各中学校で見られたのは非常によかったと思います。本当に子供たちが自分たちで盛り上げよう、自分たちがすごく楽しんでいるんだということが見ている観客にもよ

く伝わってきたと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私も体育大会を拝見させていただいて、職員の動きや子供たちの自発的に行動する様子を拝見しました。やはり各学校それぞれ特徴を持った活動をされているなという感想を持ちました。

それから、もう一点、あきる野市のソフトボール部の創立20周年記念式典に行ってきました。教育長も来賓でお見えになっておられましたが、大半の小学生のスポーツ活動に対して、当然支援があるだろうとは思っていましたが、体協初め、ソフトボール部の皆さん、保護者等も交えた中で一生懸命子供たちを支援している点を改めて感じさせていただきました。また、その縁の下を一生懸命支えていただいている社会教育の皆さん、体協の皆さんに敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員、どうぞ。

委員（宮田正彦君）

ここには書いていませんが、18日に五日市中学校の夢・未来プロジェクトというものがあり、オリンピックに出場されたバレーボールの選手が来られました。ただ、お昼過ぎの時間だったからか眠っている生徒が何か多く、それが残念だったと思いました。もう少し盛り上げていただけるとよかったかと思いました。

もう一つ、これも書いていませんが、阿伎留神社の四神が直って、その展示会が五日市会館で行われました。修理前は金の塗装がされた像だったんですが、修理後はその塗装がはがされて生地で固定されました。また一つあきる野市の宝が増えたかなという、大変いいものです。何か説明書き見ると大悲願寺の修復に関連した方が修復されたようですね。

委員長（山城清邦君）

観音堂の脇のあれをはがした。

委員（宮田正彦君）

詳しくはわかりませんが、何か関連性があるみたいです。あきる野市としては、いい話じゃないかと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

私は、9日に二宮神社のお祭りがありまして、7時から子供歌舞伎をやると聞いたので、それを見に行きました。東中の生徒3人が日本舞踊を踊ったり、本能寺の変の場を小中学生だけでやるのを見てまいりました。お客さんも大勢いて、雨も降っていましたが、夕方

には晴れて上演できて本当によかったなと思っております。

それから、中学校の体育大会です。特に東中学校は、神谷校長が運動会は生徒にやらせると言っていたので、開会式から見ていました。挨拶は全て生徒がやるという徹底ぶりで、進行もなかなか上手に、いい雰囲気の運動会が展開されておりました。ほとんど生徒に任せたとおっしゃっていました。

それから、今年初めてゆっくりと4校の体育大会を見させていただきました。秋多中は閉会式の最後まで見学させていただきました。実行委員長じゃなくて何委員長というのでしたっけ。

委員（丹治 充君）

体育大会委員長だったかな。

委員長（山城清邦君）

大会委員長でしたかね。その彼の挨拶が大変立派でして、とても関心しました。中学1年のときに体育大会に参加して、3年生になったら委員長をやるんだと決めていたと。立派な演説で本当に感心しました。校長も副校長も、彼が最後の挨拶なので、彼の前に長々と話してはいけないということで、それぞれ挨拶は手短に、要点だけ言って彼に花を持たせるような流れをつくっていました。本当にすばらしいし、大勢の人間が動く会の運営を自分たちでやるということだけですばらしい人生の経験だと彼も言っていました。意見の対立があったり、やめたくなったり、いろいろな紆余曲折を経て最後成功を迎えるという、この体験をすることが彼だけでなく、実行委員としてかかわった生徒全員が味わっていると思います。上から指示するのではなく、自分たちでつくり上げた運動会ができたことは本当によかったと思います。生徒の今後の人生にとって、とてもいい財産ができたんじゃないかと思い、私自身もとてもうれしかったです。

それから、草花小学校の学校訪問に今回初めて市長が同行されました。市長から感想か何かお聞きになっていますか。

教育総務課長（小林賢司君）

まだお会いしていないので、伺っておりません。

委員長（山城清邦君）

今度一の谷小にも行っていただきますので、次の市長も行くことになるんでしょうね。ぜひ学校の現場をよく見ていただいて、体験していただけたらなと思った次第です。

それでは、教育委員報告をこれで終わります。

次に、事務局から今後の日程についてお願いいたします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

明日9月25日金曜日でございますが、前田小学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

9月28日月曜日は多西小学校の学校訪問があります。市役所を9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

翌9月29日火曜日は、一の谷小学校の学校訪問があります。市長も学校訪問に参ります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

10月3日土曜日でございますが、屋城小学校の運動会が開催されます。

10月9日金曜日でございますが、東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修会が実施されます。視察場所は群馬県の富岡製糸場ほか2カ所となっております。山城委員長と宮田委員に参加をしていただくことになっております。集合場所等、詳細につきましては後日ご案内をさせていただきます。

10月19日月曜日でございますが、五日市小学校の学校訪問があります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回10月の定例会でございますが、10月22日木曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会9月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時15分